○国土交通省・環境省令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十二条第三項の規定に基づき、国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省・環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　放射線の量

第五条に次の一号を加える。

七　前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

附　則

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。